

令和5年5月17日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：
①関西電力株式会社
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
②中部電力株式会社
愛知県名古屋市東区東新町1番地
③中部電力ミライズ株式会社
愛知県名古屋市東区東新町1番地
④九州電力株式会社
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
⑤九電みらいエネジー株式会社
福岡県福岡市中央区薬院3-2-23KMGビル8階
2. 指名停止措置期間：
①関西電力株式会社、④九州電力株式会社、⑤九電みらいエネジー株式会社
令和5年5月17日から令和5年6月16日まで(1ヶ月)

②中部電力株式会社、③中部電力ミライズ株式会社
令和5年5月17日から令和5年7月16日まで(2ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲： 北海道、東京、豊田、大阪、北九州PCB処理事業所に係る案件
4. 事実概要
令和5年3月30日、公正取引委員会は上記5社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反したことを公表した。
5. 指名停止措置理由
上記5社が独占禁止法第3条に違反したことは、「指名停止措置要領」の別表第2第4号（独占禁止法違反行為）に該当する。また、①④⑤については指名停止等の指名停止等措置要領の運用基準第7第五号に基づき、指名停止期間を2分の1とする。従って、本件については、①④⑤に対して指名停止1ヵ月を、②③に対して指名停止2ヵ月を適用する。

「指名停止措置要領」別表第2第4号（独占禁止法違反行為）

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 4 指定区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2ヵ月以上 9ヵ月以内

「指名停止等措置要領」運用基準第7

五 別表第2第4号から第6号まで及び第11号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の最大2分の1の期間まで短縮できるものとする。

以上